

岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会規約に関する運用規定

「岐阜県教科用図書飛騨地区採択協議会規約」に関する運用規定を次のように定める。

第1項 規約第5条第1項に定める21名の委員の内訳は下記のとおりとする。

2 採択委員は、各市村教育委員会が推薦し、地区教育長会会長が委嘱する。

構成委員	人数	内 訳
(1)について	4名	市村教育委員会の教育長
(2)について	4名	市村教育委員会の教育委員
(3)について	3名	高山市教育委員会学校教育課長等 飛騨市教育委員会学校教育課長等 下呂市教育委員会学校教育課長等
(4)について	5名	地区小中学校校長会会長 地区小学校校長会代表・地区中学校校長会代表 地区小中学校教頭会会長 地区小中学校教頭会代表
(5)について	5名	各市村の学識経験者及び保護者代表 (高山市2名・飛騨市1名・下呂市1名・白川村1名)
	21名	

第2項 本協議会の最初の会は、地区教育長会会長が招集する。

第3項 規約第11条に定める研究員の内訳については下記のとおりとする。研究員は教科の専門性を有した校長・教頭・教員に委嘱し、教科ごとに5～8名で構成する。
そのうち1名は校長または教頭とする。

[小学校用教科書]

種目	校長 教頭	教諭				計
		高山市	白川村	飛騨市	下呂市	
国語	1	2		1	2	6
書写						
社会	1	2		1	2	6
地図						
算数	1	2		1	1	5
理科	1	2		1	1	5
生活	1	2		1	1	5
音楽	1	2		1	1	5
図画工作	1	2		1	1	5
体育	1	2		1	1	5
家庭	1	2		1	1	5
道徳	1	3		1	2	7
外国語	1	2		1	1	5
	11	23		11	14	59

[中学校用教科書]

種目	校長 教頭	教諭				計
		高山市	白川村	飛騨市	下呂市	
国語	1	2		1	2	6
書写						
社会	地理	1	3	2	2	8
	歴史					
	公民					
	地図					
数学	1	2		1	1	5
理科	1	2		1	1	5
音楽	一般	1	2	1	1	5
	器楽					
美術	1	2		1	1	5
保健体育	1	2		1	1	5
技術 家庭	技術分野	1	2	1	1	5
	家庭分野					
英語	1	2		1	1	5
道徳	1	2		1	1	5
	10	21		11	12	54

2 各市村において適切な研究員が定数に満たない場合は、他市村から選出することができる。

第4項 庶務は、会計監査員による会計監査を受ける。

2 会計監査は、飛騨地区教科用図書採択終了後、すみやかに行う。

附則 この運用規定は、平成24年7月5日から施行する。

附則 この運用規定は、平成25年7月3日から施行する。

附則 この運用規定は、平成28年7月5日から施行する。

附則 この運用規定は、平成29年7月4日から施行する。

附則 この運用規定は、平成30年7月4日から施行する。